

令和４年１０月６日開催

総務常任委員会資料【所管事務調査】

地域自治推進プロジェクトについて 1～10

所管委員会	総務常任委員会
提 出 課	自治・地域振興課

地域自治推進プロジェクトについて

1 プロジェクトの概要 …P3「地域自治推進プロジェクトの概要」参照

(1) 目指す姿

- ・地域のことは地域で決めて、地域で実行する地域自治の仕組みの強化を目指す。

(2) 主な取組内容

①検討の展開順序

- ・現状のまま推移した場合の課題の深掘り
- ・20年後の将来を見据えた「理想的な姿」の考察
- ・実現するためのロードマップの策定

②検討事項・論点（例）

- ・地域自治の活動を活性化する予算 ⇒【事業の検討・提案方法、評価方法】
- ・地域の活動団体 ⇒【公益的活動の充実】
- ・地域協議会 ⇒【役割の再整理】
- ・総合事務所、まちづくりセンター ⇒【地域との関わり方】
- ・区域 ⇒【設定の考え方の再整理】

(3) 推進体制

- ・主担当課：自治・地域振興課、共生まちづくり課
総合事務所、まちづくりセンター
- ・関係課：財政課、人事課等

2 取組状況

(1) これまでの取組経過

- ・「（仮称）地域独自の予算」の制度設計及び概要案の説明、周知
（総務常任委員会所管事務調査、地域協議会会長会議、地域協議会及び地域の活動団体への説明）
- ・各地域協議会における自主的審議の加速化（「地域活性化の方向性」の作成依頼を含む）を依頼

(2) 今後の取組

- ・総合事務所等による「（仮称）地域独自の予算」の予算要求原案の作成
- ・各検討事項の課題の深掘りに向け、総合事務所等との協議を踏まえたヒアリングの実手法やヒアリング項目の検討
- ・市議会から市長に提出された「地域自治・住民自治、地域協議会、総合事務所」への提言における各項目の取扱いの更なる検討
- ・視察先自治体の事例収集と視察の実施

(3) スケジュール

主な取組	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度以降
(仮称)地域独自の予算	制度設計・運用開始	予算計上・取組実施	以降、毎年度継続（必要に応じた制度の改善）		
地域活性化の方向性の作成	作成着手（地域協議会）	作成完了・必要に応じた随時の見直し			
課題の深掘り	データ整理、ヒアリング等 視察				
地域自治の理想的な姿の考察		素案作成、意見交換、確定	※各検討項目に反映		
各検討項目					
地域の活動団体（公益的活動の充実）			新制度設計 最終案整理 市民周知や必要に応じた条例改正等		
地域協議会（役割の再整理）		先行検討			
総合事務所、まちづくりセンター		※市議会からの提言を踏まえた検討において、可能なものは R6.4 月予定の委員改選で反映			
区域（範囲の再整理）					

地域自治推進プロジェクトの概要

・地域のことは地域で決めて、地域で実行する地域自治の仕組みの強化を目指す。

《現状に対する課題認識》

- ・「住民同士の支え合い」や「活気を生み出す」ような自治区単位での自主的な活動がなかなか広がらない
- その要因 ⇒ 活動を企画・実行する人材の確保が困難
- ⇒ 地域自治区制度の下で、地域の課題を拾い上げ、地域や市に対して解決策の提案まで到達する事例が限定的

《課題解決の方向性》

- ・地域と市が一緒になって話し合い、市内各所の多様な資源をいかしながら地域の活力を高めていく取組を実現



《検討の観点》

- ・どうやって「地域のことを地域で実行できる取組」を生み出していくか
- ・どうやって「地域の人材」を取り込むか
- ・どうやって「地域のニーズ」を把握していくか

《検討の展開順序》

- ・現状のまま推移した場合の課題の深掘り
- ・合併後20年を迎えようとする今、20年後の将来を見据えた「理想的な姿」の考察
- ・実現するためのロードマップの策定

※現状の運用も含め、しっかりと時間をかけた議論・検討
※制度を運用していくことを見据えた丁寧な制度設計と合意形成

《検討事項・論点例》

- ・地域自治の活動を活性化する予算 ⇒ 【事業の検討・提案方法、評価方法】
- ・地域の活動団体 ⇒ 【公益的活動の充実】
- ・地域協議会 ⇒ 【役割の再整理】
- ・総合事務所、まちづくりセンター ⇒ 【地域との関わり方】
- ・区域 ⇒ 【設定の考え方の再整理】

《検討方法》

- ・総合事務所、まちづくりセンターを含む庁内での協議
- ・地域協議会や住民組織など活動団体へのヒアリングと協議
- ・他自治体の事例調査

《最終目標》

地域に住み続けることに誇りと愛着を持ち、市民生活の満足感の高揚や質の向上が図られる取組を生み出した状態

※スピード感の異なる検討課題に対しては、緊急性に応じて柔軟に対応

「（仮称）地域独自の予算」の概要（案）

1 「（仮称）地域独自の予算」をつくる背景、目的

- 上越市は、広い面積の中に、多くの山々や長い海岸線、豊かな水田、利便性に優れた市街地などがあり、地域ごとに育んできた歴史や文化なども様々です。
- この多様性は当市の魅力ですが、人口減少や少子高齢化などが進む中では、地域の活力を保つことが次第に難しくなっています。
- このような中、それぞれの地域の課題を解決し、活力の向上を図るためには、全市的な取組に加えて、地域の実情にあった取組を更に実現していくことが必要と考え、「（仮称）地域独自の予算」をつくることとしました。

2 「（仮称）地域独自の予算」で大切にしたいこと

- その1 地域住民の皆さんが、住み続けていく上で誇りや愛着を持ち、生活の満足感や質を高めていくようにしたいと考えています。
- その2 地域と市が一緒になって、地域資源の活用や地域住民の皆さんの連携が深まるようにしたいと考えています。
- その3 地域の団体や地域協議会が取組を提案できるとともに、地域住民の皆さんに身近な機関である総合事務所やまちづくりセンターが、木田庁舎の各課等と同じように予算を要求できるようにしたいと考えています。



3 「(仮称)地域独自の予算」のポイント

※「総合事務所等」には、
まちづくりセンターを含みます。

(1) 対象とする取組（「(仮称)地域独自の予算」で実現したい取組）

① 地域資源を活用した新たな収入源や雇用の創出等につながる取組

特産品開発、販売促進、
就業促進、交流人口増
など

【取組のイメージ】

- 地元の道の駅や青空市場等で販売する農産加工品（レトルト、漬物、ファストフード等）の開発・製造・販売
例 妙高市長沢地区「手作りこんにゃく」
富山県南砺市「いもがい餅」（里芋入りおはぎ）
- 地元の森林や耕作放棄地を活用した、大都市部をターゲットにした苔や山菜の栽培・販売
例 島根県江津市「ごうつコケプロジェクト」
岐阜県郡上市「山菜王国郡上づくり構想」
- 地元の食材と施設を活用した、自然食を提供するレストランや農村レストランの運営
例 広島県神石高原町(じんせきこうげんちょう)「自然食レストラン高原の風」
三重県多気町(たきちょう)「せいわの里まめや」
- 地域の農作業と食品製造事業等の組み合わせ、集落農業の受け皿、空き家の模様替え・転貸などのビジネスモデルによる地域課題の解決と新たな雇用の場の創出（人口減少対策）
例 清里区「星の清里協同組合」
島根県邑南町(おおなんちょう)出羽(いずわ)地区「合同会社出羽」
- 地域の歴史的資産、自然資産等を活用した集客・観光の創出
例 頸城区「くびき野レールパーク公開及び枕木交換事業」（地域活動支援事業）
中郷区「二本木駅を核とした地域活性化事業」（地域活動支援事業）

② 地域での暮らしやすさにつながる助け合い等の取組

生活支援、郷土愛の醸成、
人材育成 など

【取組のイメージ】

- 移動サービスと日用品小売店（日用品供給事業）を組み合わせた高齢者の外出支援
例 岩手県北上市口内町(くちないちょう)地区「店っこくちない」
十日町市仙田地区「道の駅 瀬替えの郷せんだ」
- エネルギー供給の拠点となるガソリンスタンドの経営引継ぎ
例 高知県四万十市大宮地区「大宮SS」、宮城県丸森町筆甫(ひっぽ)地区「筆甫SS」
- 地域の自然環境等の活用・保全や、地域の生活拠点に活気を生み出す事業
例 金谷区「滝寺自然公園整備と環境保全・保護活動」（地域活動支援事業）
名立区「名立駅マイ・ステーション作戦事業」（地域活動支援事業）
- 地域づくりの実現や新たな取組の創出に向けた人材の研修や視察の実施、災害に対する備えと互助の精神を学ぶ講演会の開催
例 大島区「大島地区活性化ビジョンの実現に向けた視察研修事業」（地域活動支援事業）
三和区「東日本大震災にまなぶ事業」（地域活動支援事業）
- 区内多くの住民の参加が見込まれ、地域の連帯感醸成が期待される地域のイベント、偉人の顕彰
例 高士区「ふるさと高士まつり」（地域活動支援事業）
大湊区「小山作之助の功績を称える事業」（地域活動支援事業）

対象としない取組

- ・新たな公の施設や市道などのインフラ整備
- ・単なる備品の購入・設備の設置など、地域の活動が伴わない取組
- ・公の施設の建設や修繕、新たな土地利用・行政サービス等を市に求めるために行う取組
- ・地域の住民や団体へ現金・金券などを配る・貸す取組
- ・政治活動・宗教活動を目的とする取組
- ・公序良俗に反する取組 など

(2) 予算の上限額や取組の終期

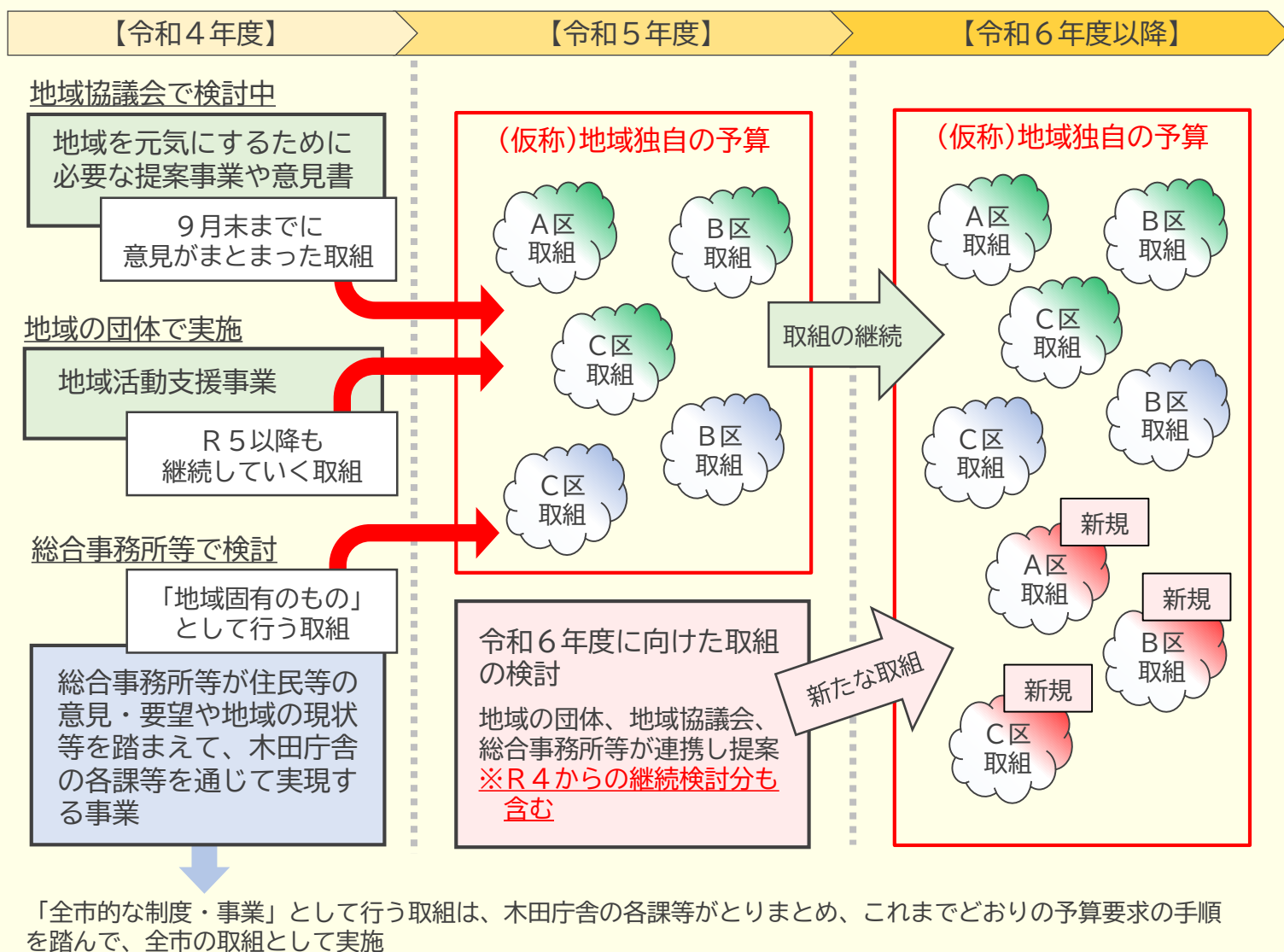
① 上限額

- ・原則、地域自治区ごとの取組件数や金額、また、1件当たりの金額の上限額は設けません。
※予算化に当たっては、実現したい取組に対して真に必要な額を精査していきます。
- ・地域の団体に対して市が補助金を支出する場合は、補助率の上限を7/10とします。ただし、これまで地域活動支援事業を活用してきた取組のうち、左記(1)①・②に該当する取組は、令和5年度予算での補助率の上限10/10とし、令和8年度までに段階的に上限を7/10に見直します。

② 「(仮称)地域独自の予算」で実現する取組の終期

- ・終期は設けませんが、取組は4年ごとに取組成果を振り返り、今後の公費支出の可否や実施方法などの取扱いを改めて見直します。
※例 令和5年度から継続していく取組は、8年度に見直します。
※予算化する取組は、複数年度の継続を見込む取組であっても、毎年度、市議会での予算案の議決を要します。

◎ 「(仮称)地域独自の予算」でつくり上げる予算のイメージ図



(3) 予算ができるまでの流れ

① 取組の提案

- ・ 地域の団体や地域協議会は、希望に応じて、総合事務所等に取組を提案します。
※提案された取組は、市の予算査定や市議会での予算案の議決を経て最終的に予算化されることから、提案されたことをもって、取組の実現を約束するものではありません。
※総合事務所等も取組を提案します。

② 関係者による取組案の具体的な検討

- ・ 提案者が中心となり、関係する団体や総合事務所等と互いに連携しながら、取組の実現に向けて調査・検討します。

- 地域の団体が提案し、自らの団体や総合事務所等が実施主体となる場合、地域の団体は総合事務所等とともに調査や検討を行います。また、他の団体に取組の一部をお願いする場合、地域の団体は総合事務所等と話し合い、関係する団体に調査や検討に加わるよう総合事務所等と一緒に働きかけます。
- 地域協議会が提案する場合、地域協議会は関係する地域の団体や総合事務所等とともに、調査や検討を行います。
- 総合事務所等が提案する場合、総合事務所等は取組に関わる地域の団体に調査・検討に加わっていただくよう働きかけます。
- ※ 調査や検討の内容により、木田庁舎の各課等も連携や実務を担います。(次の③も同じ)
- ※ 総合事務所等は、適宜、地域協議会と情報共有していきます。

③ 予算要求

- ・ 総合事務所等は、予算の原案をつくり、財務部に要求します。
※15区では、まちづくりセンターの体制を考慮し、自治・地域振興課がとりまとめて要求します。
※地域の団体は、総合事務所等と連携しながら次年度の取組実施に向けた準備を始めます。

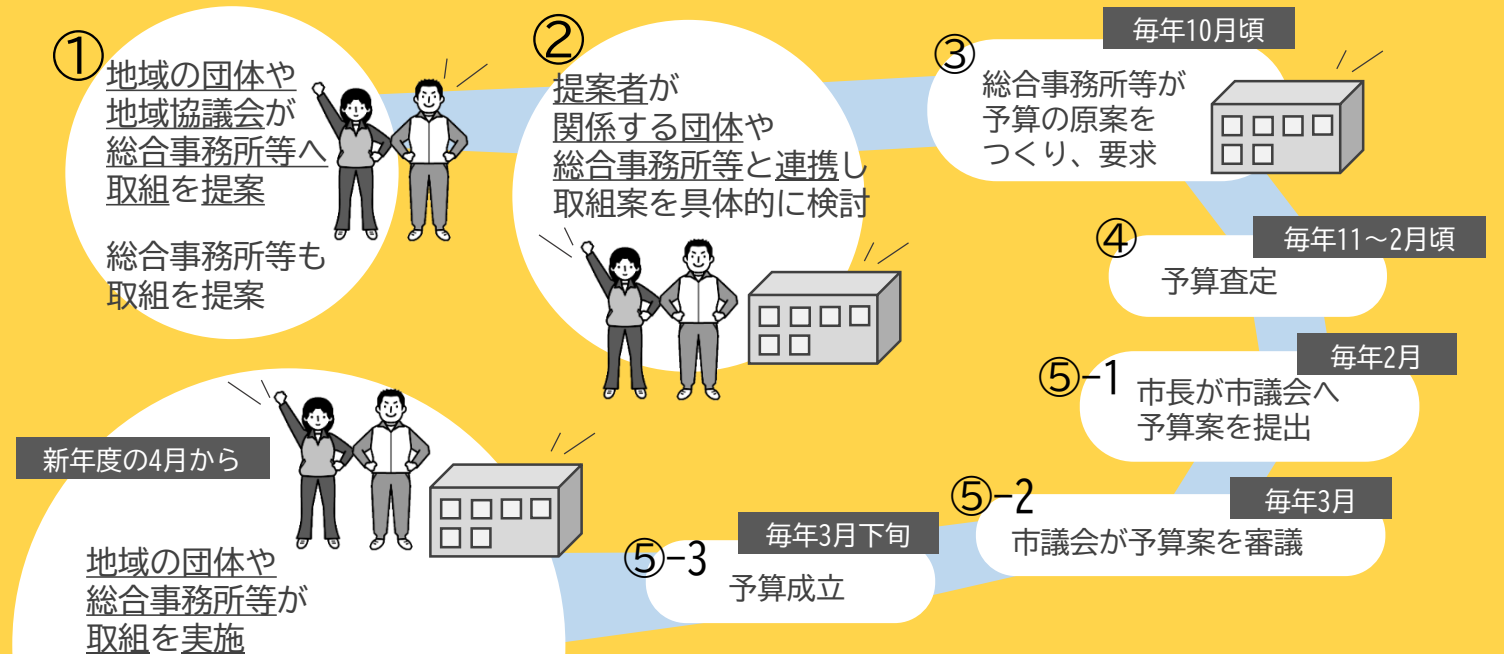
④ 予算査定

- ・ 予算要求後は、財務部を中心とした協議を経て、最終的に市長が予算案への計上の可否を決定します。

⑤ 市議会へ予算案を提出 → 市議会の予算審議 → 予算成立

- ・ 市長が市議会へ予算案を提出し、市議会が予算案を審議します。

「(仮称) 地域独自の予算」ができるまでのイメージ(令和5年度予算案から実施)



(仮称) 地域独自の予算の取扱いに関する補足事項

※以下、本稿では便宜上、(仮称) を省略して表記する。

1 対象とする取組

- ① 地域資源を活用した新たな収入源や雇用の創出等につながる取組
- ② 地域での暮らしやすさにつながる助け合い等の取組
- ※ 複数の地域自治区にわたる取組も対象とする。

2 費 目

地域独自の予算では、地域の団体のほか市が実施主体となることも想定しているため、取組の内容に応じた費目に予算を計上する。

① 地域の団体等が実施主体となる場合

例：Ⅰ．負担金、補助及び交付金

地域の団体が主体的に取り組む内容に対する補助等

＜補助金に関する経過措置の考え方＞

令和元年度から4年度まで地域活動支援事業を活用してきた取組のうち、地域独自の予算で対象とする取組に該当する取組は、活動継続の観点から、経過措置として直近で採択された際の補助率を据え置いて、補助率の上限を10/10とし、8年度までに段階的に毎年度1/10ずつ上限を見直す。

○ 経過措置の考え方

(単位：補助率の上限)

年 度	H30	R 元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
例1:毎年実施 10/10 補助	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	9/10	8/10	7/10
例2:毎年実施 8/10 補助	－	－	10/10	9/10	8/10	8/10	8/10	8/10	7/10
例3:隔年実施 10/10 補助	－	－	10/10	－	10/10	－	9/10	－	7/10
例4:事業再開 10/10 補助	10/10	10/10	－	－	－	10/10	9/10	8/10	7/10
例5:事業再開 7/10 補助	7/10	－	－	－	－	7/10	7/10	7/10	7/10

<————地域活動支援事業————> <————地域独自の予算————>
 <—対象とする案件の期間—>

② 市が実施主体となる場合

例：Ⅰ．報償費、旅費

市が講演会や研修を主催する場合の講師への謝金や交通費相当額の支出等

Ⅱ．需用費

パンフレットの作成に係る印刷製本費等

Ⅲ．委託料

地域での取組の内容や経過、今後の見通しなどを踏まえて、市の事業としての実施が適切である取組の実施を外部委託する経費等

IV. 原材料費

地域の団体との協働により取り組む内容に必要な資材の提供等・・・など

※ 市が実施主体となる取組に係る経費は、全額、市で予算措置する。

3 対象外となる経費

- ・ 6 ページ「『（仮称）地域独自の予算』の概要（案）」の「対象としない取組」に該当する経費
 - ① 新たな公共施設や市道などのインフラ整備
 - ② 単なる備品の購入・設備の設置など、地域の活動が伴わない取組
 - ③ 公共施設の建設や修繕、新たな土地利用・行政サービス等を市に求めるために行う取組
 - ④ 地域の住民や団体へ現金・金券などを配る・貸す取組
 - ⑤ 政治活動・宗教活動を目的とする取組
 - ⑥ 公序良俗に反する取組 など
- ・ 市の補助金に関する基本方針で、対象外とする経費（事業費補助の場合）
 - ① 交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等及び社会通念上、公金での支出が適切でない経費
 - ② 専ら補助対象団体の運営費に充てられる経費（団体運営経費）

4 予算措置が困難と考えられる事業（経費）の目安

「3 対象外となる経費」に記載の対象外経費のほか、地域独自の予算の目的や公費支出の適正化の観点から、地域の取組が伴うものであっても予算措置が困難と考えられる事業（経費）の目安を下表に例示する。

○ 予算措置が困難と考えられる事業（経費）の目安

目 安	想定される経費の一例
「取組による直接的な受益者が提案団体や提案団体に加盟する団体等の構成員又は参加者」に限られる備品の購入、設備の設置、備品・設備・施設の修繕等に係る経費	ユニフォームの購入は、原則対象外
「取組による直接的な受益者が提案団体や提案団体に加盟する団体等の構成員又は参加者」に限られる教室や大会等の開催・参加に係る経費	団体の構成員に実質的に限られた音楽教室、歌声喫茶、スポーツ教室・大会、体操教室、料理教室、パソコン教室などの趣味・教養の教室や大会等の開催・参加に係る経費、専ら部活動での使用を前提とした楽器等の購入は、原則対象外
主となる公益的な取組（ソフトの取組）の実施に不可欠な経費以外の経費	白線、停止線、グリーンラインの整備、防犯灯LED化、防災倉庫設置等は、原則対象外

目 安	想定される経費の一例
主となる公益的な取組（ソフトの取組）として期待する効果に直接つながるとは言えない経費	団体によるパソコン、印刷機などの事務機器の貸出のための購入は、原則対象外
市の方針と整合のない取組に係る経費	市が廃止した公の施設について、廃止前と同等の活用を市として取り組むような提案は対象外
市からの（地域独自の予算によらない）受託事業で委託料の積算に含んでいる経費と重複する経費	仕様や見積もりにより受託者が用意するものと明示している物品等は対象外

5 総合事務所等との連携

① 関係課等の役割

- ・ 取組内容の把握
- ・ 取組に対する助言
- ・ 取組内容の法的な観点からの支障の有無の確認
- ・ 既存事業等との重複の確認
- ・ 国県補助金等の財源の情報提供 など

※ 取組の是非を判断するものではなく、上記のような視点で総合事務所等からの相談などに対応する。

② 自治・地域振興課（「地域独自の予算」の仕組みの所管課）の役割

- ・ 総合事務所等からの各種相談に対応する。
- ・ 取組の目的や内容が多岐にわたるなど、総合事務所等の相談等を行う先が決め難い場合に調整する。
- ・ 総合事務所等の各取組について、その必要性を踏まえて目的、実施内容、期待する効果等が適切に企画されているかなど、制度の趣旨に合った取組かどうかを確認し、必要に応じて助言する。

※ 取組の是非を判断するものではなく、上記のように仕組みが効果的かつ円滑に機能するよう取り組む。